

山口市

猫の適正飼養等ガイドライン

人と猫とが快適に共生できるまちを目指して



原案作成
編集

平成28年3月
山口市

目次

I はじめに

- 1 策定の背景 1
- 2 目的（山口市の考え方） 2

II 猫の特性

- 1 能力 3
- 2 習性 3
- 3 寿命 5

III 猫の分類

- 1 飼い猫（内猫・出入り自由猫・外猫） 6
- 2 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫） 6

IV 猫を飼う人・接する人のルール

- 1 猫を飼う人のルール 9
- 2 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール 12
- 3 なぜ明示措置が必要なのか 15
- 4 なぜ不妊・去勢手術が必要なのか 16
- 5 迷惑防止策 18

V 野良猫を増やさないために

- 1 それぞれが協力できること（役割分担） 19

VI おわりに ～メッセージ～ 20



I はじめに

1 策定の背景

近年、ペット、特に飼い猫の不適正な飼養や捨て猫等によるふん尿などの被害、野良猫の増加等様々な問題が深刻化してきており、その対策は全国的な課題となってきましたが、本市でも例外ではなく、市民の皆様から毎年多くの苦情や相談が寄せられています。

猫の『適正飼養』については、「動物の愛護及び管理に関する法律」や、平成16年に施行した「山口市の生活環境の保全に関する条例」に沿って、これまでも問題の原因者に対する指導や助言を行うとともに、飼い主等の適正飼養やマナーの向上に向けた普及啓発を行ってきました。

しかし、動物愛護の解釈や猫への接し方は人によって様々で、各人が「かわいそうだから」とか「かわいいから」といった理由で周辺環境への配慮をせずに思い思いに猫に接した結果、野良猫の増加や、飼い猫や野良猫によるふん尿被害、庭木・農作物の被害、鳴き声等でトラブルに発展するケースが多いのが現状です。特に、飼い主が明らかでない場合や、野良猫等の特定の飼い主がない場合は、法令等で規制することにも限界があります。



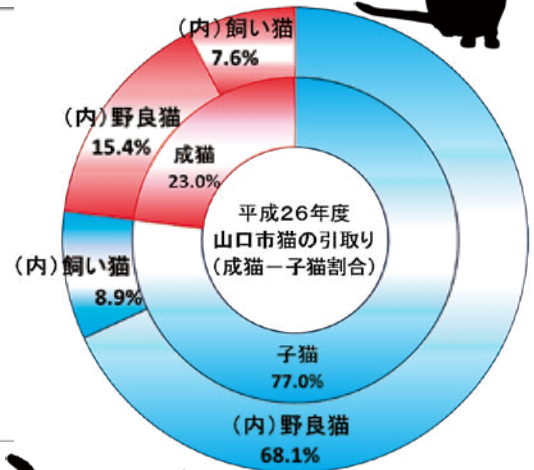
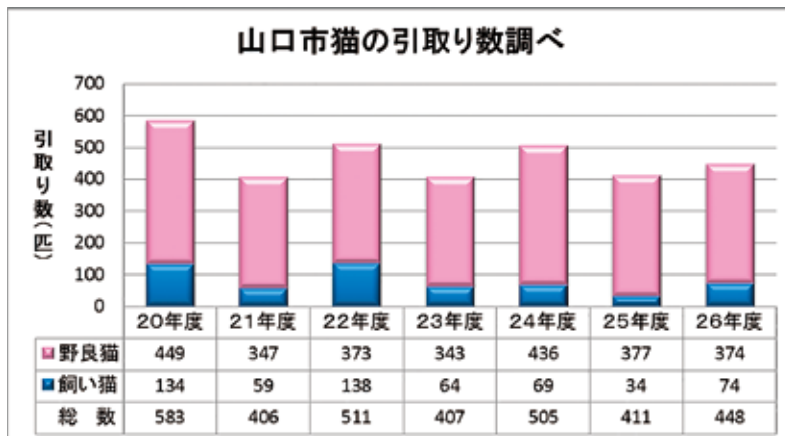
猫の平均寿命は飼い猫が10年前後、野良猫は5年以下と推測されていますが、猫は年3～4回発情が訪れ、交尾したメス猫はほぼ100%妊娠するといわれており、また、妊娠すれば1回の出産で子猫が3～8匹生まれるため、なんらかの対策をとらなければ、こうしたトラブルは増加するばかりです。

なお、市内では毎年350～400匹の所有者の判明しない猫が引き取られ、そのほとんどが殺処分されています。(次ページの「山口市猫の引取り状況」参照)





「山口市猫の引取り状況」



また、市道等の公の場所で車に轢かれるなどして命を落とすものだけでも、毎年約400匹程度(国・県管理の道路等で死亡したものを除く)あることなどを考えあわせれば、ここで改めて動物愛護とは何かを問う時期が来ているのではないのでしょうか。

2 目的(山口市の考え方)

本市では、こうした課題に対処するため、猫の習性等に詳しい獣医師や動物愛護団体、様々な形で猫に接することとなる地域や環境団体の代表者をはじめ、市・県で組織する「山口市ペット適正飼養等検討協議会」を平成27年度に設置し、課題解決の方法を検討してきました。

その中で、こうした課題を解決し、「人と猫とが快適に共生できるまち」を実現するには、地域住民(飼い主や、飼い主のいない猫の世話をする人、グループ、地域等)、動物愛護団体、動物病院及び行政が担うべきそれぞれの役割のもと、飼い猫の「完全屋内飼養」や適切な「繁殖制限措置」などの『適正飼養』の一層の啓発・推進を行うとともに、特定の飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、協働して取り組むことが必要であるとの認識に立ち、その実現のための指針として『山口市猫の適正飼養等ガイドライン』を作成することになりました。

この『ガイドライン』では、これまで明確ではなかった猫の飼い方や接し方など、猫に関わる全ての人が現代の住環境下で最低限守るべきルールを提案しており、これを指針として推進していくことにより、人と猫とが快適に共生できるまちづくりが実現されることを目的としています。



Ⅱ 猫の特性

猫と快適に暮らすためには、猫の特性を理解することが必要です。猫の種類や生活環境によっても若干の違いはありますが、猫の能力や行動はおおむね次のとおりです。

1. 能力

1 視 覚

- ・視力はあまり良くありませんが、動体視力が高く、視野が広いといわれています。
- ・両眼で見ることができるので、距離感を正確に判断することができます。
- ・色の識別能力は高くありませんが、暗い所ではわずかな光で物を捉えることができます。

2 聴 覚

- ・聴力は犬よりも優れており、人が聞こえない高音を聞き取ることができます。
- ・左右の耳を別々に動かすことにより、音源の方向や距離を正確に聞き取ることもできます。

3 嗅 覚

- ・嗅覚は犬よりも劣りますが、匂いを嗅ぎ分ける能力に優れています。
- ・いろいろなものを嗅覚で判断しています。

4 触 覚

- ・口の周り、頬、目の上などにヒゲが生えていますが、ヒゲの根元には神経が集中しており、障害物などを感知するために利用しています。



2. 習 性

1 活動(夜行性)

- ・飼い猫は飼い主の生活に合わせて活動することもあるようですが、基本的には夜間に活動が活発化し、昼間は休息しています。

2 行 動

- ・単独行動が基本です。(単独で留守番をしても平気なようです。)
- ・高いところや狭いところを好んで動き、不安な場所では隠れることが一般的です。
- ・こうした習性を理解し、上下運動できる高低差のあるところ、隠れられるところ、眠れるところなど、猫が安心する環境を整えることで屋内飼養が十分可能です。





3 行動範囲

- ・犬に比べて狭く、野良猫の場合、エサ場を中心にその周辺程度といわれています。
- ・縄張り（テリトリー）が存在し、オス猫はメス猫に比べて範囲が広く縄張り意識も強いようです。そのため、メス猫の発情期には行動範囲が広がり、ケンカ（縄張り争い）が増えます。
- ・去勢するとオス猫の行動範囲が約2分の1程度に（63mから34mに）縮小したとの調査結果もあるようです。

4 食性

- ・原則的に肉食性です。
- ・人が普通に食べるものでも、玉ねぎやチョコレートなど、猫には害になるものがあります。



5 繁殖

① 発情

- ・メス猫の発情は年3～4回（晩冬～初夏）、約1週間続きます。妊娠するまでは発情をくりかえし、かん高い声で鳴いてオス猫を求めて歩き回ります。不妊手術により発情しなくなります。
- ・オス猫は生後6ヶ月程度で生殖能力を備え、メス猫の発情に誘われて発情します。発情すると壁などに尿をかけるマーキング行動（尿スプレー）を行うようになります。この行動を減らすには去勢手術が有効で90%近いオス猫に効果があるといわれています。



② 妊娠

- ・メス猫は生後6ヶ月程度で繁殖能力を備えます。猫は交尾の刺激で排卵（交尾排卵）するため、交尾するとほぼ100%妊娠します。年に3回程度出産し、妊娠期間は約2ヶ月で、1回の出産で3～8匹生まれます。



6 トイレ

- ・乾いた場所で行う習性があり、やわらかい土や砂の上を好む傾向があります。
- ・餌場の周辺で、決まった場所に排泄をする習性があるので、特定の場所に排泄をするように、しつけをすることができます。



7 鳴き声

- ・猫同士のコミュニケーションの1つで、警戒、威嚇、発情期の誘いなどの表現にも使われます。
- ・発情期特有のかん高い、落ち着いたの鳴き声等は、不妊・去勢手術により抑えられるといわれています。





8 マーキング行動

① 爪とぎ

- ・身を守るための爪を鋭くするほかに、爪で傷をつける視覚的マーキングと足の裏から分泌する匂いをつける臭覚的マーキングを同時に行っています。

② 尿スプレー

- ・自分の縄張りを示すためや、不安を感じたときに起こす行動です。
- ・去勢手術をすると尿スプレーが抑えられ、臭いも薄くなるようです。
- ・去勢手術により90%近くが尿スプレーをやめるといわれています。



③ 擦り付け

- ・顔を擦り付けることで、分泌する匂いをつけるマーキングの一種です。
- ・また、飼い主への愛情表現のために行うこともあるようです。

9 グルーミング

- ・自分の匂いをかき消すために、体をなめたり前肢で顔を洗ったりするような動作をします。

3. 寿 命

- ・飼い猫の平均寿命は10年前後と推測されています。
- ・近年の医療の進歩やバランスの取れた食事等により寿命はさらに延びる傾向にあり、長寿の猫では20年以上生きるものもいます。
- ・野良猫は外で生活するため事故や病気により、飼い猫と比べ寿命が短く3～5年程度といわれています。
- ・このことから愛情を持って、大切に、永く、猫を飼おうとするのであれば、「屋内飼養」が望ましいといえます。





Ⅲ 猫の分類

このガイドラインでは、人と猫の関わり方の違いにより、猫を次のように分類しています。

1. 飼い猫（内猫・出入り自由猫・外猫）

◎特定の飼い主が、所有の意思を持ち、飼養している猫のことです。

1 内 猫

飼い猫のうち、屋内のみで飼養されている猫をいいます。山口市では、条例により、屋内飼養を基本とすることを規定しています。

2 出入り自由猫

飼い猫のうち、屋内からの出入りを自由にして、飼養されている猫をいいます。

飼い主は、自分の飼い猫であると自覚していますが、首輪等を付けていない場合、屋外では周りの人から野良猫と間違われる可能性があります。

また、適正に飼養されていないと野良猫化する可能性もあります。（野良猫予備軍）

3 外 猫

飼い猫のうち、屋外のみで飼養されている猫をいいます。

出入り自由猫と同様に、首輪等を付けていない場合は周りの人から野良猫に間違われたり、適正に飼養されていないと野良猫化したりする可能性があります。（野良猫予備軍）

2. 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）

◎特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のことです。その多くが、無責任な飼い主による「捨て猫」あるいは「不妊・去勢処置されていない外猫（又は出入り自由猫）」に端を発して生まれた猫です。

1 野良猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、誰にも管理されていない猫をいいます。

野良猫に餌などを与えている人は、一般的に自分が所有する猫とは認識していないため、猫による被害で近隣トラブルになることが多くあります。

2 地域猫

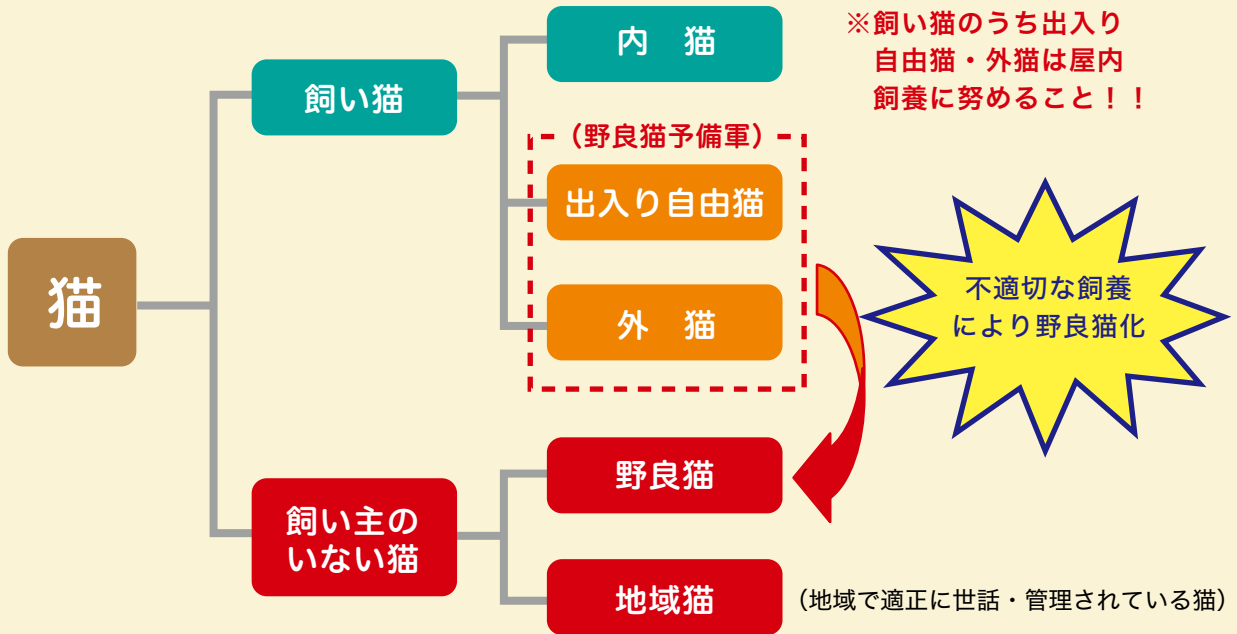
飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解と協力のうえで、地域で決めた活動のルールに基づき適正に世話や管理されている猫をいいます。

地域猫活動は、地域が適正に世話や管理することで、野良猫の数を今以上増やさないようにするために取り組むものです。

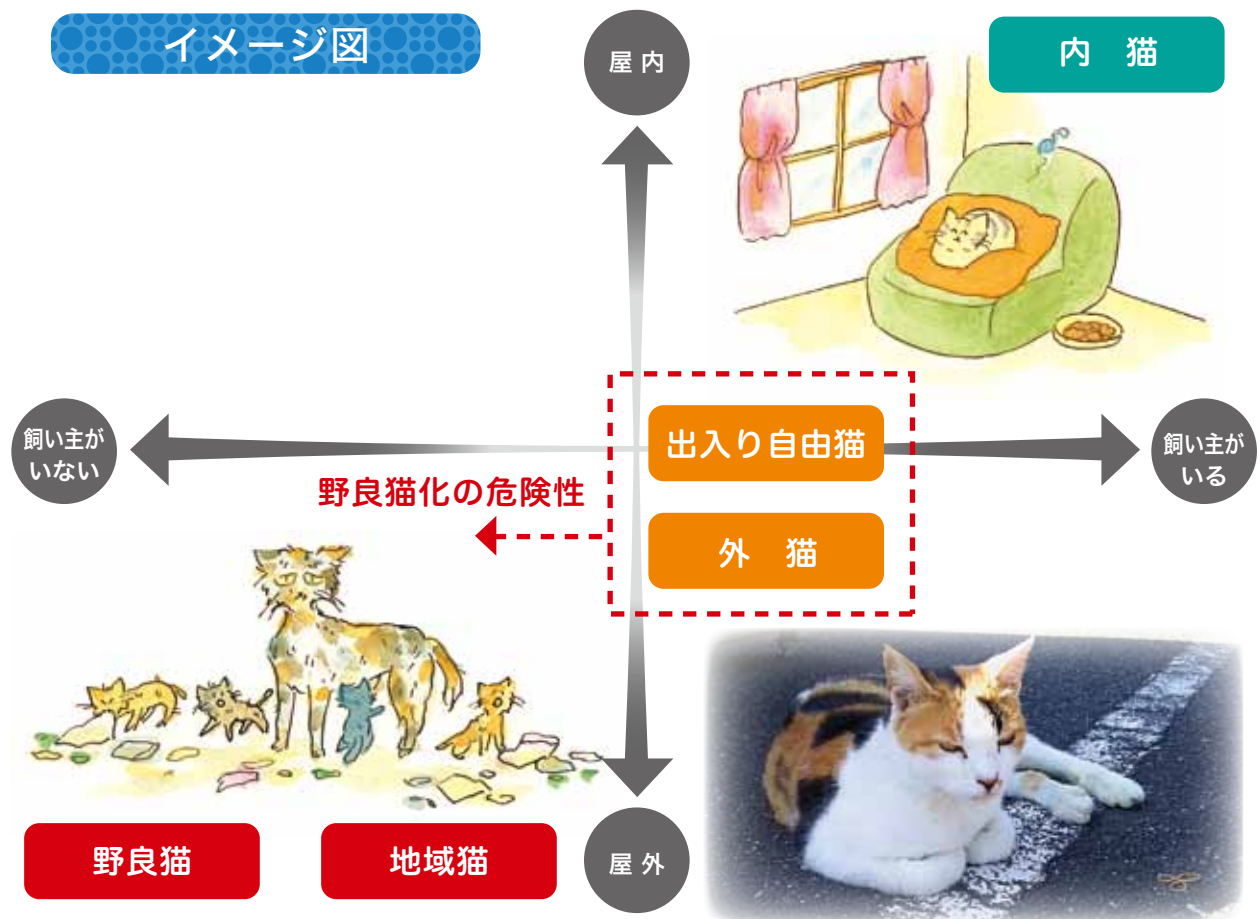
また、地域猫活動では、餌やりや排泄物の処理などを協力して適正に管理することで、地域の環境保全にもつながります。



猫の分類



イメージ図





Ⅳ 猫を飼う人・接する人のルール

私たち「人」と「猫」を取り巻く環境は大きく変化してきています。

かつては、餌さえ与えておけば、自由に外に出て用を足し、犬のように決まった時間の散歩も必要ないし、しつけも必要ない、法律で登録や予防注射が義務付けられているわけでもない、万が一飼えなくなってもどこかで誰かに餌をもらって生活できるし、猫は自由気ままが一番、首輪や不妊・去勢手術はかわいそうなどといった意識を多くの方が持っておられたと思われます。

こうした環境の中で生活し、自由に行き来してきた猫たちも、現在の近隣関係や住環境下では、犬のように係留が義務化されていない分、トラブルの原因にもなりやすく、飼い主や世話をする人も責任と自覚を持って適正な飼養を考えていく必要があります。特に今後、高齢者や単独世帯の増加が一層進んでいく中で、猫を含めペットが飼えなくなるようなケースも増加すると予想されており、あらためて対策を検討していく必要が生じつつあります。

一方で、野良猫についても、近年「かわいそうだから」とか「かわいいから」といった自己の勝手な都合により、周辺環境への配慮をせず不適切に餌を与えてしまう、いわゆる無責任な餌やりによる近隣トラブルの増加や、増えすぎた野良猫によるふん尿被害、庭木・農作物の被害、鳴き声等で、従来となら変わる事のない行動をする猫に対しても感情が多様化し、様々な苦情へとつながっています。

野良猫の多くは、無責任な飼い主による「捨て猫」や「不妊・去勢措置をされていない外猫（又は出入り自由猫）」に端を発して生まれた猫であり、こうした猫たちに罪はなく、むしろ人の猫に対する意識や接し方を見直す時期が来ています。

ここでは、猫に関わる人、つまり飼い主や、接する人、TNR活動（※12ページ参照）や地域猫活動を行っている人等の猫への接し方について、あらためて最低限必要だと思われるルールを示しました。

猫を飼うにあたっての心構え

猫を飼うことは、飼い主がその猫の一生について責任をもって面倒をみることです。飼い主は、猫の習性・行動などを理解し、「命」の大切さを十分に理解したうえで、最後まで責任をもって飼いましょう。

- ① 猫を飼える居住環境ですか？
- ② あなたのライフスタイルに合っていますか？
- ③ 家族は猫を飼うことを賛成し、協力を得ることができますか？
- ④ 毎日欠かさず世話をすることができますか？
- ⑤ 近隣に迷惑をかけないようにできますか？
- ⑥ 猫の世話にかかる費用を考えてみましたか？
- ⑦ 将来にわたって世話をすることができますか？
- ⑧ 万が一、飼えなくなったときのことを考えていますか？





1. 猫を飼う人のルール

1 法令などの遵守

以下は飼い主の責務や飼養管理等に関する主な法令や基準等の抜粋です。必ず守りましょう。

- ◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）※以下、動物愛護管理法という。
 - ・動物の所有者又は占有者の責務等（第7条）
 - ・犬及び猫の繁殖制限（第37条）
 - ・愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第44条）
- ◎家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）
 - ・終生飼養、適正飼養など（第1）
 - ・健康及び安全の保持、生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限等（第3）
 - ・猫の飼養及び保管に関する基準（第5）
- ◎山口市の生活環境の保全に関する条例（平成17年山口市条例第129号）
 - ・動物の所有者及び占有者の責務（第39条）
 - ・猫を飼養する者の遵守事項（第42条）
 - ・遵守事項に違反している場合の勧告及び命令（第43条）
 - ・命令に違反した場合の罰則（第50条）

2 終生飼養の責務

- ・飼い猫の平均寿命は10年前後と推測されています。
- ・近年の医療の進歩やバランスの取れた食事等により寿命はさらに延びている傾向にあり、長寿の猫では20年以上生きるものもあります。
- ・猫を飼おうとする場合は、自分たちの年齢や生活環境、ライフスタイル等を考慮し、終生飼い続けることが出来るかをよく考えて、飼うかどうか判断しましょう。
- ・また、居住環境や周辺の生活環境に配慮し、愛情と責任をもって終生にわたり飼養できる適正な匹数の範囲で飼養しましょう。
- ・動物愛護管理法（第44条）では「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、給餌若しくは給水をやめる等の虐待や遺棄をした者は、100万円以下の罰金に処する」となっており、猫の飼育を放棄し捨てること（遺棄）は犯罪です。

3 屋内飼養に努める

- ・猫の屋外や出入り自由な状態での飼養は、猫の失踪や、野良猫化につながり、野良猫の増加の原因となっています。
- ・屋外で餌を与えたまま片付けずに放置しておくと、野良猫やカラス等を寄せ付け、近隣の住民の迷惑になります。
- ・猫を屋内で飼養することにより、ふん害等による近隣の生活環境への被害を抑制し、ご近所とのトラブルを未然に防ぐことができます。
- ・また、路上等では年間相当の数の猫が車に轢かれ命を落としています。屋内での飼養は、こうした交通事故や、ケンカによる怪我、感染症等の危険からも猫自身を守ることができます。
- ・猫の習性をよく理解し、次のような環境を整えれば、狭いスペース、間取りでも屋内飼養は十分可能です。飼い主の皆さんが屋内飼養に努め、これ以上の野良猫の増加を抑えることで、飼い主のいない猫の引取り数を削減、ひいては殺処分されてしまう哀れな猫を減らすことが出来ます。



チェックポイント 屋内飼養の必要性・ポイント

◆ 猫を外に出す問題点！

- ⇒猫同士のケンカ
(怪我や感染症)
- ⇒感染症
- ⇒交通事故死の多さ
- ⇒帰還率の低さ
(迷い猫から野良猫に)
- ⇒近隣トラブル
(ふん尿被害や鳴き声等)
- ⇒野良猫の繁殖につながる



◆ 外に出る猫を室内飼いにするポイント

- ⇒引越や不妊手術等の環境変化がチャンス
- ⇒外に出る機会、時間を減らしていく
 - ・外で食事を与えられないよう屋内で決まった時間に食事を与える(こまめに分ける)
 - ・適切な猫用トイレの屋内設置、清掃
- ⇒猫の習性にあった環境を整備(極力コアエリアに)
 - ・適切な食事と水
 - ⇒食事のお皿は1匹ずつ
 - ・適切なトイレ
 - ⇒トイレの数＝猫の数＋1
 - ⇒トイレは常に清潔(×くさい、×汚い、×きつい匂い)
 - ⇒箱の中に砂、あるいは市販のトイレ
 - ⇒排泄物は健康の目安(よく観察して片付ける)
 - ・隠れる場所(隠れる習性、安心)、箱等を与える
 - ・安心して眠れる場所
 - ・屋内で上下運動出来る工夫(上下運動する動物)
 - ・外が見えるところ(＝動く刺激、ストレス発散)
 - ⇒×「外を見ている＝外に出たい」
 - 「安心な場所から動くものなどを見たい」という習性
 - ・室内を楽しく(遊び、おもちゃ、草等の自然なものを持ち込む等)



4 繁殖制限

- ・動物愛護管理法(第37条)では、猫の所有者は「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」ことが規定されています。
- ・飼い猫が繁殖して数が増え、適正な飼養ができなくなる恐れがある場合は、繁殖を防止するための不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・また、やむをえず屋内飼養ができず、屋外や出入り自由な状態で飼養する猫は、飼い主が知らないところで猫を増やす原因となるので、メス猫だけでなくオス猫も去勢手術をしましょう。
- ・不妊・去勢手術により、泌尿生殖器系の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。また、一般におだやかな性格になるといわれています。



5 所有者の明示

- ・飼い主は、自分の猫であることが判る措置(明示措置)をしましょう。
- ・明示措置がないと、迷い猫となった場合の発見は一層困難です。また、野良猫と間違えられて引き取られ、結果として殺処分により命を落とす可能性もあります。
- ・明示措置は首輪に名札等を付けたり、マイクロチップを使用したりする方法もあります。マイクロチップを使用している場合でも、外観でわかるものを併用すると良いでしょう。





6 適切な飼養と近隣への配慮

- ・猫の習性、生理等を十分理解するとともに、飼い主として責任を自覚し、愛情をもって終生、適切に飼養しましょう。
- ・自己満足により、まわりの人のことが見えなくなり、他人に迷惑をかけたりすることのないよう、周辺地域の人々の立場を尊重し、細心の注意を図り飼養するよう心がけましょう。
- ・猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあります。苦情の内容をしっかりと吟味し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、より良い対応を心がけましょう。
- ・猫が嫌いな人や猫の毛やふけ等アレルギー反応を起こす人もいることを理解しましょう。

7 トイレのしつけと餌やり・水やり

- ・猫は決まった場所に排泄をする習性があるので、市販のトイレ砂などを用いて一定の場所にトイレを設置すれば、トイレのしつけをすることができます。
- ・特に「外猫」「出入り自由猫」は、飼い主の知らないところで公共の場所や他人の土地にふん尿をして迷惑をかけていることがあるので、トイレのしつけを徹底しましょう。
- ・なお、猫は汚れたトイレを嫌うため、常にトイレを清潔にしましょう。
- ・また、猫に餌や水を与えるときは、決まった場所で与えるようにしましょう。置き餌はしないようにして、食べ残しの餌は早めに片づけるようにしましょう。



8 健康管理

- ・毎日の世話を通して、猫の様子や飼育環境を観察しましょう。猫の食欲、動作などに異常がないか気を配り、異常を感じた場合は早めに獣医師に相談しましょう。
- ・また、猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病があります。猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることも大切です。





2. 飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）に接する人のルール

ここでは、飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動を紹介したうえで、飼い主のいない猫（野良猫・地域猫）への接し方において求められる、最低限必要なルール、マナーを提案しています。

こうした努力をせず勝手に餌やりを行った結果、ご近所とのトラブルに発展するケースも決して少なくありません。また、無責任な餌やりが原因で野良猫が繁殖し、当の本人が市へなんとかしてくれといったこられるケースもあるくらいです。

TNR活動や地域猫活動を行う人はもちろん、なんらかの形で飼い主のいない猫に関わる人は、飼い主ではなくとも責任と自覚を持ち、以下に提案するルールを守りましょう。

責任と自覚のない自己満足な餌やりは、人に迷惑をかけ、また猫を不幸にするだけです。

飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動について

◎TNR活動

TNRとは、①猫を捕獲する（Trap）、②猫に不妊・去勢手術を施す（Neuter）、③猫が生活していたもとの地域へ戻す（Return）という頭文字をとったものです。

TNR活動は、野良猫の数を今以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物愛護団体等により野良猫の不妊・去勢手術を行う継続的な活動であり、将来的に野良猫を減らすための有効な手段の一つといわれています。

◎地域猫活動

野良猫であっても動物愛護管理法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されていますが、その一方で、猫によるトラブルは後を断ちません。

そこで、猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、自治会等がボランティアや動物愛護団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、地域でルールと役割を決めて世話をを行うといった活動が地域猫活動です。

活動の方法やルール等については、各地域の特性を生かして様々ですが、地域猫活動は全国的な広がりを見せつつあります。

1 近隣住民等への説明、理解を得る

- ・事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明して、理解を得ましょう。
- ・近隣住民等の理解を得ないで餌をやり、野良猫が集まったり、繁殖したりして近所に迷惑をかけていませんか。
- ・本来は動物愛護が目的でも、近所の理解なしに迷惑をかけてしまうような行動は継続が難しく、結果として猫にとって最も残酷な結果を招くのではないのでしょうか。
- ・近隣住民等の理解を得るには、グループや地域内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにしておくことも重要です。

2 餌場の設置、適正管理

- ・近隣住民等の了解を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所を決め、その場所以外では餌をやらないようにしましょう。
- ・猫は1日1回の餌でも大丈夫な動物です。決めた時間に食べきれる量を与え、食べ終わるのを待



ってから容器を回収し、清掃を実施しましょう。

- ・餌を置きっぱなしにすると、不衛生な状態となるだけでなく、カラスやハトの餌となって周辺を汚したり、他の猫を呼び集めたりする等、住民間のトラブルの原因となります。

3 排泄場所の設置、適正管理

- ・近隣住民等の了解を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所で、餌場の近くにトイレを確保しましょう。
- ・ふん等の排泄物は速やかに始末をし、常に清潔にするよう心がけましょう。
- ・排泄場所付近のごみや、ふん等は積極的に始末し、周辺美化に努めましょう。



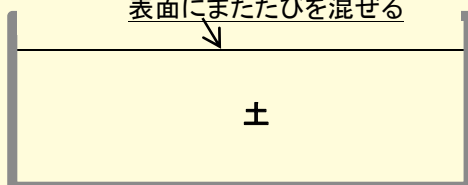
チェックポイント 適切な餌場・排泄場所・管理のポイント

近隣住民等の迷惑にならないようにするには、適切な餌場・排泄場所の選定と管理を心がける必要があります。

- ① 餌場・トイレの設置や管理方法等について、事前に近隣住民に説明、了解を得る。
- ② 猫は餌場の周辺で、特定の場所に排泄する習性がある。この習性を利用してトイレを設置することで、地域や近隣住民に迷惑がかからないよう工夫する。
- ③ トイレの設置場所は餌場の近く(2～3m)や猫の通り道がおすすめ。木陰など人目につかないところを選定。
- ④ 自身の所有地、又は所有者・管理者の許可を得た土地に設置。
- ⑤ 餌場や排泄場所の管理等の役割分担を行い、責任を明確にして適切な管理を継続。役割分担は複数人で協力して行える方が望ましい。
- ⑥ 餌は市販のドライフードで十分だが、餌場以外の場所でやらないようにする。
- ⑦ 置き餌は絶対にしない。決めた時間に十分な量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収、清掃を行う。
- ⑧ 餌やりの時間は、猫の行動パターンを観察してみて決める。一般的に昼間より朝や夕方の方が猫は警戒しないともいわれている。
- ⑨ 猫はきれい好きで汚れたトイレは使用しないため、最低でも1日1回の掃除は必要。
- ⑩ 餌を食べた後に排泄する習性があることから、それまでにはトイレを掃除しておく。
- ⑪ トイレの数は一般的に「猫の数+1」といわれている。トイレが汚れやすい場合は、猫の数に対してトイレが十分か見直してみる。
- ⑫ トイレの作り方(例)
 - 準備するもの ・やわらかい土(やわらかい場所での排泄を好むため)
 - ・水はけの良いプランター
 - ・またたび(猫がそのトイレを使用する習慣づけのきっかけとして使用する)
 - 作り方 ・土をプランターに移した後、表面にまたたびをふりかけて、軽く混ぜる。土は固めずに柔らかくしておく。

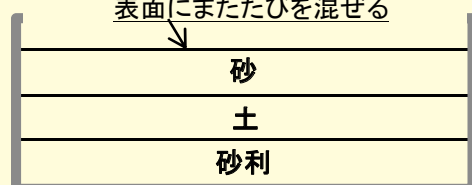
(一般的な例)

表面にまたたびを混ぜる



(その他の例)

表面にまたたびを混ぜる





4 不妊・去勢手術の実施

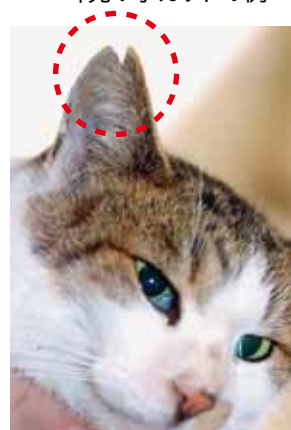
- ・世話できる匹数を保持し、今以上匹数が増えないように必ず不妊・去勢手術を実施しましょう。
- ・不妊・去勢手術により、発情期のケンカや鳴き声が少なくなり、尿の臭いが薄くなるともいわれています。



5 耳先V字カットの実施

- ・不妊・去勢手術をした野良猫には、識別可能な目印を付けて判別できるようにしましょう。
- ・山口市では野良猫の不妊・去勢手術をした場合の識別処置として、オス猫は右耳のV字カットを、メス猫は左耳のV字カットを推奨しています。
- ・この耳先V字カットは、手術の際に耳先をさくらの花びら状に1cm程度カットする方法で、不妊・去勢手術のために再び捕獲されたりしないように全国的にも行われている方法です。手術の麻酔中に行うため、特別な苦痛は伴いません。
- ・統一された方法で実施すれば、各地域の中でも管理された猫であると認識されやすくなります。

耳先V字カットの例



6 新しい飼い主探しに努める

- ・野良猫は栄養状態や病気、事故などのため比較的短命であり、寿命の平均は5年以下ともいわれています。特に野良猫は6ヶ月齢までに75%が死んでしまうとのデータもあります。
- ・最終目標は全ての猫に新しい飼い主を提供することです。
- ・飼い猫として責任をもって飼養（屋内飼養を推奨）してくれる新たな飼い主を探すよう努力しましょう。



チェックポイント  TNR活動や地域猫活動を行う場合のポイント

以上は、飼い主のいない猫の世話をするうえで守っていただきたいルールですが、TNR活動や地域猫活動を行う場合は、皆に理解されスムーズな活動を行うためのいくつかのポイントがあります。既にお示ししたルールと重複する部分もありますが、ここでいくつかご紹介します。

- ① 活動について事前に近隣や地域の住民へ説明を行い、理解を得る。
- ② 活動についての責任の所在、地域との窓口担当者、連絡先等を明らかにする。
- ③ グループや集団での活動を基本とし、地域猫活動は地域ぐるみで活動する。
- ④ 役割分担をしっかりと行う（餌やり、ふんやごみ等の始末、地域との窓口等）。
- ⑤ 餌場や排泄場所の土地の所有者の了解を得る。
- ⑥ 活動地域で管理する猫の個体、数を把握する。写真を撮る等をするとう把握しやすい。
- ⑦ 餌は与える時間・場所を限定し、食べきれ分量だけ与え、すぐに片付ける。
- ⑧ 餌場周辺で、地域の理解が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置する。猫はきれい好きな動物であるため、トイレは常に清潔を保つことを心がける。
- ⑨ 餌の食べ残しやふん、周辺のごみ等も併せて始末するよう心がける。





3. なぜ明示措置が必要なのか

1 山口市での現状

- ・動物愛護管理法第35条の規定に基づき、山口県及び山口市は所有者の判明しない猫の引取りを行っています。その数（市内）は毎年350～400匹で推移しており、貰い手がいなければその多くは殺処分されてしまいます。
- ・また、依頼があれば市道等の公の場所で命を落とした猫の死体の回収を行っています。毎年相当な数（国道・県道を除く市所管の市道等で約400匹程度）にのぼっています。これらのほとんどは首輪等の明示措置が無いため、野良猫か飼い猫か明らかではありませんが、迷い猫や外猫等で、飼い主の知らないところで寂しく命を落とした猫も相当あるのではないのでしょうか。



チェックポイント 迷い猫等があった場合



山口市では、飼い猫が帰ってこない、迷子になった等の相談があった場合は、山口健康福祉センター及び最寄の警察署に情報提供を行い、迷い猫が発見された場合、相談者にご連絡が出来る体制をとっています。（なお、市では迷い猫の一時預かりや、捜索は行っていません。）

（窓口）市環境衛生課 衛生調整担当 083-941-2176（大内御堀 496 清掃工場内）

南部衛生担当 083-973-8136（小郡総合支所内）

平成26年度は54匹のご相談があり、そのうち帰ってきた若しくは発見されたものは16匹でしたが、首輪等を付けていない猫を他の方が発見して連絡されるようなケースはほとんどありません。

2 対策としての明示措置

- ・皆さんが飼っておられる猫を、こうした哀れな猫にしないようにするためには、飼い主が屋内での飼養に努めることはもちろんですが、もう1つは、首輪や名札を付けて飼い主の氏名や連絡先を明示することが必要です。
- ・明示措置の方法として、首輪等による方法の他に、最近ではマイクロチップの埋め込みも普及しはじめていますが、その場合でも、外観で判断がつくよう首輪等を付けることをおすすめします。
- ・屋内飼養される場合でも、万が一屋外に猫が出てしまった時のことを考えれば、首輪等の装着をされることをおすすめします。
- ・もし、市等が命を落とした猫の死体の回収をした場合でも、首輪等に連絡先を明示することで市等から連絡をすることができます。（本市では、首輪等の明示措置がある猫を回収した場合は、焼却するまでに通常より1週間程度長く保管することにしています。）
- ・また、野良猫に接する人も、餌やり等をするのであれば、そこに一定の責任は生じます。同じような哀れな猫を生み出さないよう、屋内飼養してくれる方への譲渡に努めるのはもちろんですが、不妊・去勢手術とあわせて耳先V字カット等による明示措置をとることに努めましょう。



4. なぜ不妊・去勢手術が必要なのか

1 山口市での現状

- ・ 狂犬病予防法に基づき登録が義務付けられている犬とは異なり、猫は登録の制度が無いため、山口市内の飼い猫の数は不明ですが、毎年1,000匹前後の猫が市内動物病院で不妊・去勢手術を受けていること、飼い猫の平均寿命が10年前後と推測されていることから、不妊・去勢手術をされている猫だけでも、単純計算で1万匹は存在することとなります。（参考ですが山口市の平成27年2月時点の飼い犬の登録数は11,477匹です。）
- ・ また、野良猫の平均寿命は5年以下ともいわれていますが、毎年350～400匹の所有者の判明しない猫が引き取られ、さらに市道等公の場所(国・県管理の道路等を除く)で命を落とすものだけでも毎年約400匹程度あることを考えあわせれば、不妊・去勢手術を行っていない飼い猫若しくは野良猫も相当な数が存在していることが推測されます。
- ・ 一方、猫は生後6ヶ月くらいから年3～4回発情が訪れるといわれており、交尾の刺激で排卵(交尾排卵)するため、交尾したメス猫はほぼ100%妊娠します。また、妊娠すれば1回の出産で子猫は3～8匹生まれます。
- ・ さらに、不妊・去勢手術がされていない野良猫や、不適切な飼育をされている外猫、出入り自由猫などは、一昔前と比べれば相当に栄養豊富なエサに恵まれた環境にあり、新たな野良猫をさらに増やし続けるという悪循環を繰り返したあげく、結果として、生まれた子猫が市へ持ち込まれたり、棄てられ、道路で車に轢かれたり、病気で命を落としたりしているのです。
- ・ 全国的に公共機関や動物愛護団体等の啓発やマスコミ等で取り上げられる機会も増え、以前に比べれば、不妊・去勢手術の必要性は認知されつつあるのですが、猫の引き取りを依頼される件数は減少せず、また、野良猫や飼い猫等に関する苦情や相談が増加傾向にあること、今後高齢化や単独世帯の増加が一層進み、飼っていた猫の面倒が見られなくなるケースの増加も予想されていることを考えると、まだまだ十分ではなく、なんらかの対策や取り組みが必要となってきました。

2 対策としての不妊・去勢手術

- ・ かわいそうだからといって、生まれてくる全ての猫を飼うことには限界があります。特に、都市化が進み、地域での関わりや、つながりが希薄になってきており、様々な近隣トラブルが生じているといわれる現代において、近隣の家庭や人々に不快な思いをさせず、生まれてくる全ての猫を飼っていくことは至難の業です。外で暮らす野良猫は尚更といえるでしょう。
- ・ 不幸な猫をこれ以上増やすことなく適正に飼養管理していくためには、どこかでこの悪循環を断ち切らなければなりません。そのためには、飼い猫の屋内飼養に努めることはもちろんですが、適切に不妊・去勢手術を施していく必要があります。
- ・ また、不妊・去勢手術には次のような利点もあります(次ページ参照)。猫を原因とした様々な近隣トラブルの防止には、屋内飼養とともに最も有効な手段であるといえます。



チェックポイント 不妊・去勢手術のメリット

オス猫の場合：去勢手術

- ・発情しない
- ・妊娠させない
- ・尿の臭いが薄くなる
- ・尿スプレーを防止できる
- ・性格が温和になり、ケンカ、家出が減る
- ・精巣腫瘍などの病気の予防になる

メス猫の場合：不妊手術

- ・発情しない
- ・妊娠しない
- ・発情期の異様な鳴き声なくなる
- ・管理しやすくなる
- ・メス特有の子宮、卵巣、乳腺などの病気の予防になる

・特に、猫の不妊・去勢手術の必要性は認知されつつありますが、自身の家で猫の繁殖を抑えるためのメス猫の不妊手術は受け入れられ易い反面、子猫を産むことのないオス猫の去勢手術の必要性についての認識は薄い傾向があります。外でメス猫を妊娠させて他人に迷惑をかけることのないよう、屋内飼養や去勢手術の必要性を認識することが重要です。

・不妊・去勢手術の必要性は飼い猫に限った話ではありません。野良猫についてもかわいいから、かわいそうだからというだけで無責任に餌をやり、野良猫が繁殖し、近隣の人に迷惑をかけるケースが増えています。仮に餌をやるのであれば第2節で述べたルールを守り、これ以上哀れな猫を生み出すことのないよう、不妊・去勢手術に取り組みましょう。

(参考) 野良猫の場合の不妊・去勢手術の手順 (例)

ステップ1 保護する 猫をなつかせて、捕獲器で保護する

野良猫は警戒心が強いので、急に捕獲器を置いて近づいてくれません。まずは定期的な餌やりで、野良猫を人間に慣らしましょう。

なお、事前に餌場等の土地の所有者等や、近隣住民に十分な説明を行い、理解を得ましょう。(P14 チェックポイント参照)

猫が慣れてきたら捕獲器を設置し保護しましょう。

⇒ (主なポイント)

- ・猫が来る前に餌場やトイレの近くの影になるところに設置
- ・捕獲器の放置はしない (⇒事故の原因、入った猫が暴れると他の猫が寄り付かなくなる)
- ・猫が捕獲器に入ったらすぐに布をかけて落ち着かせる
- ・警戒心の強い猫の場合は、捕獲器の扉を開けたままで固定し、何日かその状態で餌を与えて、捕獲器に慣れさせる



ステップ2 手術する 落ち着かせてから病院へ運び手術を受ける

⇒ (主なポイント)

- ・捕獲器に布をかけて少し暗くしておくと、猫は落ち着く
- ・動物病院には野良猫であることを事前に伝え、相談しておく
- ・手術済かどうかわからなくなるため、耳先V字カット (P14・15 参照) 等してもらう



ステップ3 戻す 元の場所 (又は管理する場所) に戻す

⇒ (主なポイント)

- ・戻した後は、適正な管理を行うこと (P12～14 参照)



5. 迷惑防止策

猫が家の敷地に入って来ない方法として、一般的に効果があるといわれている方法を以下に列挙します。

いろいろな方法を試して、効果がある方法を見つけてください。

液体や粉等、散布したり塗布したりする等の場合は、風や雨などにより流され、直ぐに効果が無くなるものもありますが、根気強く繰り返し試してみてください。

置いたり、散布・塗布したりするようなものは、猫の通り道になっているような場所で試すと効果的といわれています。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ☐ ごみの処理 | ごみを確実に処理して、荒らされないようにする。 |
| ☐ 網やネット | 猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。 |
| ☐ 猫よけシート | 市販の猫よけシート（突起のついたシート）を使って、猫の侵入を防ぐ。 |
| ☐ 超音波発生器 | 市販の超音波発生器。（センサーが猫をキャッチすると猫が不快に感じる超音波を発生する機器） |
| ☐ センサー感知式機器 | 市販のセンサー感知式の機器により、猫が通過する瞬間にブザーが鳴ったり、エアーを噴射したりする。 |
| ☐ 遠隔操作ブザー | 遠隔操作のブザーを使用し、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らす。（人の姿を見せないようにすることがコツ） |
| ☐ 猫専用忌避剤 | ペットショップ、スーパー等で販売している忌避剤を散布する。 |
| ☐ ナフタリン樟脳 | ナフタリンや樟脳を吊るしたり、埋めたりする。 |
| ☐ たばこの吸殻の浸し液 | たばこの吸殻をほぐして水に浸し、それを散布する。 |
| ☐ コーヒー粕 | コーヒー粕を散布する。 |
| ☐ どくだみ茶等の茶殻 | どくだみ茶等の茶殻を散布する。 |
| ☐ にんにく | にんにくを細かく切ってまく。 |
| ☐ とうがらし | とうがらしを細かく切ってまく。 |
| ☐ 食用酢・木酢液 | 食用酢や木酢液を散布するか、空き缶等に入れて置く。 |
| ☐ お米のとぎ汁 | とぎ始めの濃い汁を散布する。 |
| ☐ みかん等柑橘類の皮 | みかん等の柑橘類の皮をまく。 |
| ☐ カレー粉等の香辛料 | カレー粉等の香辛料をまく。 |
| ☐ ハーブ類を植える | レモングラスやルーを植える。 |
| ☐ ゼラニウム | ゼラニウムの鉢植えを置く。 |
| ☐ 大きな石や尖った石 | 大きめの石を通路に置いたり、尖った石をまいたりする。 |
| ☐ 水をまく | 猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。 |
| ☐ 水鉄砲等 | できるだけ人の姿を見せないように水をかける。 |
| ☐ 枯れ枝 | 枯れ枝を一面にまく。 |
| ☐ ガムテープ | ガムテープを輪（粘着面を外側）にして通路等に置く。 |
| ☐ 割りばし | 割りばしを通路や花壇等に立てて置く。 |





V 野良猫を増やさないために

これから野良猫を増やさないためには、野良猫に無責任な餌やりなどを行っている人が地域環境にしっかりと関心を持つだけでなく、猫の飼い主も終生飼養、屋内飼養、不妊・去勢手術など、適正飼養に努めていく必要があります。また、猫に直接関わることもない地域住民も猫問題を地域の環境問題としてとらえ、解決に向け関心と理解を持つことが大切です。

猫に関わる人の役割を明確にし、それぞれが同じ意識を持って協力し合うことが問題解決につながっていくはずです。

1. それぞれが協力できること（役割分担）

1 地域住民ができること

- ・野良猫へ無責任に餌などを与えることは、絶対にしないようにする。
- ・飼い主や、飼い主のいない猫の世話をする人は、適正な飼養管理を心がけ、野良猫の数を今以上に増やさないために、適切に不妊・去勢手術を実施する。
- ・猫の飼い主は、近隣への迷惑や野良猫の繁殖等につながらないよう屋内飼養に努めるとともに、必要に応じて迷い猫等にならないよう自らが飼養していることを明らかにするための措置（明示措置）を講じる。
- ・『地域猫活動』や動物愛護団体等の活動の趣旨を理解し、適切な活動が維持されるよう、できるかぎり協力する。

2 動物愛護団体等の役割

- ・地域住民の理解を得たうえで、野良猫の『TNR活動』等の活動を推進する。
- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行うための助言、協力を行う。
- ・飼い主のいない猫の新しい飼い主を探すための助言、協力を行う。
- ・適正な餌やりなど、適切な飼養・管理について助言、協力を行う。

3 動物病院の役割

- ・適切な飼養・管理、感染症対策等について指導、助言を行う。
- ・不妊・去勢手術の実施について指導、助言し、手術を実施する。

4 行政の役割

- ・動物愛護、生活環境の保全、環境衛生の向上等の観点から、本ガイドラインの普及啓発を推し進め、猫の適正飼養と野良猫の減少を図る。
- ・適正な方法による『地域猫活動』や『TNR活動』等の推進について普及啓発を行う。
- ・適正飼養や不妊・去勢手術の必要性について普及啓発を行い、その実施を促す。
- ・不適切な飼養・管理、野良猫への餌やり等に対して指導を行う。
- ・野良猫の不妊・去勢手術等への支援を通して、これらの一層の推進を図る。



VI おわりに ～メッセージ～

「人」は、絶えず自分たちを中心に「人」が住みよい、暮らしやすい環境を求めて、様々な努力と工夫を重ねて今日の生活環境を手に入れてきました。

「猫」は、近年でこそ飼い猫の不適正な飼養や、捨て猫等による野良猫の繁殖を原因とするふん尿被害など、様々な問題が深刻化してきていますが、トラブルの原因となっているその「猫」は、日本においては古くから、私たち「人」の傍らで愛玩動物として、あるいは鼠などを駆除するための有益獣として暮らしてきたといわれています。

「猫」が変わったわけではありません。変わってしまったのは「人」であり、「人」の考え方や、「人」が作ってきた環境ではないでしょうか。また、様々な問題もその根本をたどれば「人」の「猫」に対する飼い方や接し方にあるのではないのでしょうか。

「猫」は自ら生活環境をつくり変えることはできません。であるとすれば、嫌いだから、迷惑だからといってただ排除するのではなく、今一度ここで猫が好きな人も嫌いな人も「人」一人一人が、「人」と「猫」との関わり方について考え、「人」が「猫」と快適に共生できるよう「猫」の生活スタイルをコントロールしていく必要があるのではないのでしょうか。

この『ガイドライン』はそのための指針として作成したものです。是非ご活用いただき、「人と猫とが快適に共生できるまち」の創造の一助となることを期待しています。

平成28年3月

山口市
山口市ペット適正飼養等検討協議会





『山口市 猫の適正飼養等ガイドライン』

平成 28 年 3 月発行

原案作成 山口市ペット適正飼養等検討協議会
編集・発行 山口市環境部環境衛生課

〒753-0214 山口市大内御堀496番地
TEL 083-941-2176
FAX 083-927-1530
E-mail kankyo-e@city.yamaguchi.lg.jp